

## 日本からレバノンに入国する人々の輸送停止措置

- 3月5日(木)、レバノン政府は新型コロナウイルスの感染者が確認されている国からの人々の輸送停止措置の対象に日本を含める決定を行いました。5日時点での対象国は中国、香港、マカオ、台湾、日本、韓国、イラン、イタリアです。
- これにより、上記対象国からレバノンに入国する人々は原則としてレバノン行き航空便の搭乗が制限されます。当該措置はレバノンを経由する場合も含まれます。レバノン人とその家族、レバノンに居住する外国人等は当該措置の対象外となります。

ご不明な点がございましたら下記の連絡先までご照会ください。

在レバノン日本国大使館

代表電話番号：+961-(0)1-989751~3

領事直通：+961-(0)1-989856/01-989855

領事携帯：+961-(0)3-366018/03-345977

領事緊急：+961-(0)3-362540

F A X 番号：+961-(0)1-989754

### 【参考】

- レバノン民間航空局 (Civil Aviation)

<https://www.dgca.gov.lb/index.php/en/recomm-dgca-enf>

- レバノン保健省 (Ministry of Public Health)

<https://www.moph.gov.lb/en>

専用ダイヤル：+961-76592699